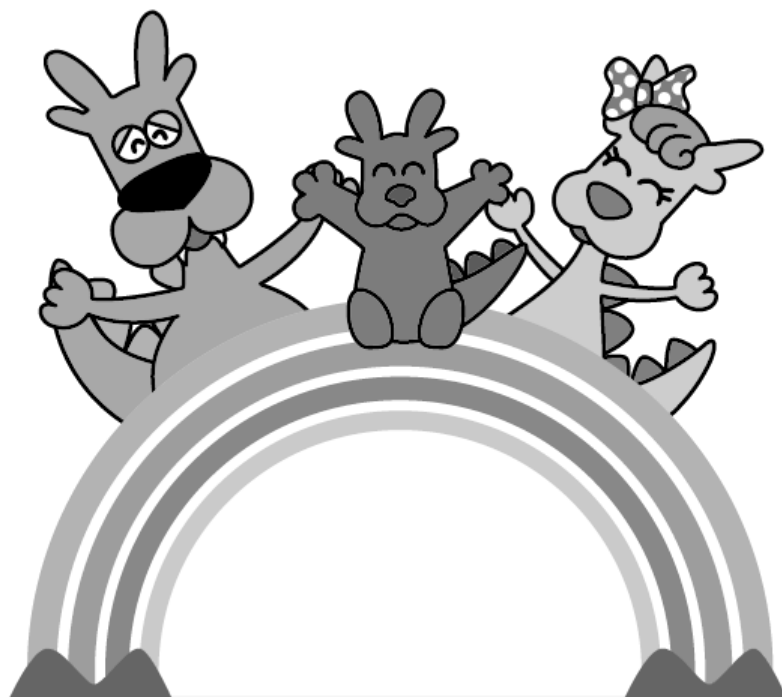


袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）

次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

袖ヶ浦市

は じ め に



近年、わが国では少子高齢化や東京への一極集中が課題となっており、人々の結婚・出産・子育てなどの希望が叶う、持続可能な社会の実現に向けて、各自治体が様々な施策に取り組み、「選ばれるまち」となることを目指しているところです。

このような潮流の中、本市では、平成 27 年 3 月に「袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子ども・子育て関係の施策を計画的かつ総合的に進めてまいりました。

子育て関連施策の充実や、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業などにより、近年では本市への子育て世代の転入が増加するとともに、合計特殊出生率が県や国を上回る水準で推移するなど、これまでの取り組みが着実に成果として表れています。

今後も本市の特性や課題に応じた子育て施策を計画的に推進するとともに、幼児教育・保育の無償化や働き方改革などによって多様化する子育てや暮らしのあり方に対応するため、この度、子ども・子育て施策の新たな総合的指針となる「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」を策定いたしました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在であります。子ども達一人ひとりが健やかに生まれ育つためには、親となる世代が出産や子育てに希望を持ち、不安や負担感を和らげられるように、行政が全力で子ども・子育て支援に取り組むと同時に、社会全体で子育てを支えていくことが不可欠であると考えます。

本市で生まれ育つすべての子ども達の明るい声が響き、すべての家庭が子育てに喜びや生きがいを感じられるように、本計画の理念である「子どもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」を市民の皆様と共に目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりましては、平成 30 年度に子育て家庭を対象とした「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施したほか、学識経験者や市内の子ども・子育て関係施策に係わる各層の代表者からなる「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」での審議、さらに「パブリックコメント手続き」を実施するなど、市民の皆様から幅広くご意見等をいただきました。この場をお借りし、御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
	(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画	4
	(2) 諸計画との整合	5
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	市と地域の状況	9
	(1) 昭和地区	10
	(2) 長浦地区	11
	(3) 根形地区	12
	(4) 平川地区	13
2	子ども・子育て家庭の状況	14
	(1) 人口の動向	14
	(2) 世帯の状況	17
	(3) 出生の状況	20
	(4) 母子保健の状況	22
	(5) 就労の状況	24
3	地域における子育て支援事業の利用状況	26
	(1) 教育・保育施設等	26
	(2) 地域子ども・子育て支援事業等	30
4	ニーズ調査結果からみた市民の意向	36
	(1) ニーズ調査の実施概要	36
	(2) 主な集計結果	37
	(3) ニーズ調査結果からみた課題	46
5	子育て応援プランの進捗状況と今後の課題	47
	(1) 次世代育成支援・子育て支援施策の進捗状況	47
	(2) 重点事業の取組み	48
	(3) 基本目標別成果指標と今後の課題	51

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	61
2	計画推進のための基本的視点	62
3	施策体系	63

第4章 施策の展開

1	地域における子育て支援の充実	67
(1)	地域における子育て支援サービスの充実	67
(2)	保育サービスの充実	69
(3)	子どもの健全育成環境の充実	70
(4)	子育て支援ネットワークづくりと人材の活用	71
(5)	子育てに係る経済的負担の軽減	72
2	母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	73
(1)	切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	73
(2)	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	74
(3)	食育等の推進	75
(4)	子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	75
3	子どもが健やかに育つ教育環境の整備	76
(1)	未来の親の育成	76
(2)	子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備	77
(3)	家庭や地域の教育力の向上	78
(4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	79
4	子育てを支援する生活環境の整備	80
(1)	安全な道路交通環境の整備	80
(2)	安心して遊べる環境の整備	80
5	仕事と家庭の両立の推進	81
(1)	仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等	81
(2)	多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	82
6	子どもの安全の確保	83
(1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	83
(2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	84
(3)	被害にあった子どもの支援の推進	85
7	配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備	86
(1)	児童虐待防止対策の充実	86
(2)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	87
(3)	障がい児施策の充実	88
(4)	経済的に困難な子どもの支援	89

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1	子ども・子育て支援新制度の概要	93
(1)	子ども・子育て支援新制度の枠組み	93
(2)	子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス	94
(3)	量の見込みの算出方法	95
2	教育・保育提供区域の設定	96
3	教育・保育の量の見込みと提供体制	97

(1) 教育・保育認定	97
(2) 市内施設と市外施設、市内利用者と市外利用者及び認可外保育施設	98
(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	99
(4) 確保方策の考え方	100
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	101
(1) 延長保育事業	101
(2) 放課後児童健全育成事業	102
(3) 子育て短期支援事業	105
(4) 地域子育て支援拠点事業	106
(5) 一時預かり事業	107
(6) 病児保育事業	109
(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）	110
(8) 利用者支援事業	111
(9) 妊婦に対する健康診査	112
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	113
(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	114
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制	115
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	115
7 新・放課後子ども総合プラン	116
(1) 「新・放課後子ども総合プラン」とは	116
(2) 「新・放課後子ども総合プラン」の内容	116

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築	121
2 関係機関との連携強化	121
3 計画の内容と実施状況の公表	121
4 事務・事業評価と事業の見直し	121

資料編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例・委員名簿等	125
2 計画の策定経緯	130

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国は、急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれかつ育つ環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村に対し「次世代育成支援対策に関する行動計画」の策定を義務づけました。

同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年4月の改正により、法の有効期間が10年間延長され、計画的・集中的な取組みが継続されることとなりました。なお、期間の延長となった平成27年度からは、計画の策定については任意のものとなっています。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。この制度において、市町村は5年ごとに「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

袖ヶ浦市では、平成17年3月に「袖ヶ浦市次世代育成支援行動計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）」を、平成22年3月に「袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）」を策定しています。

また、平成26年度には、子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を「袖ヶ浦市子育て応援プラン（計画期間：平成27年度～令和元年度）」として一体的に策定しました。

「袖ヶ浦市子育て応援プラン」については、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、一部見直しを行いつつ、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、現行の「袖ヶ浦市子育て応援プラン」が令和元年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組みを振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

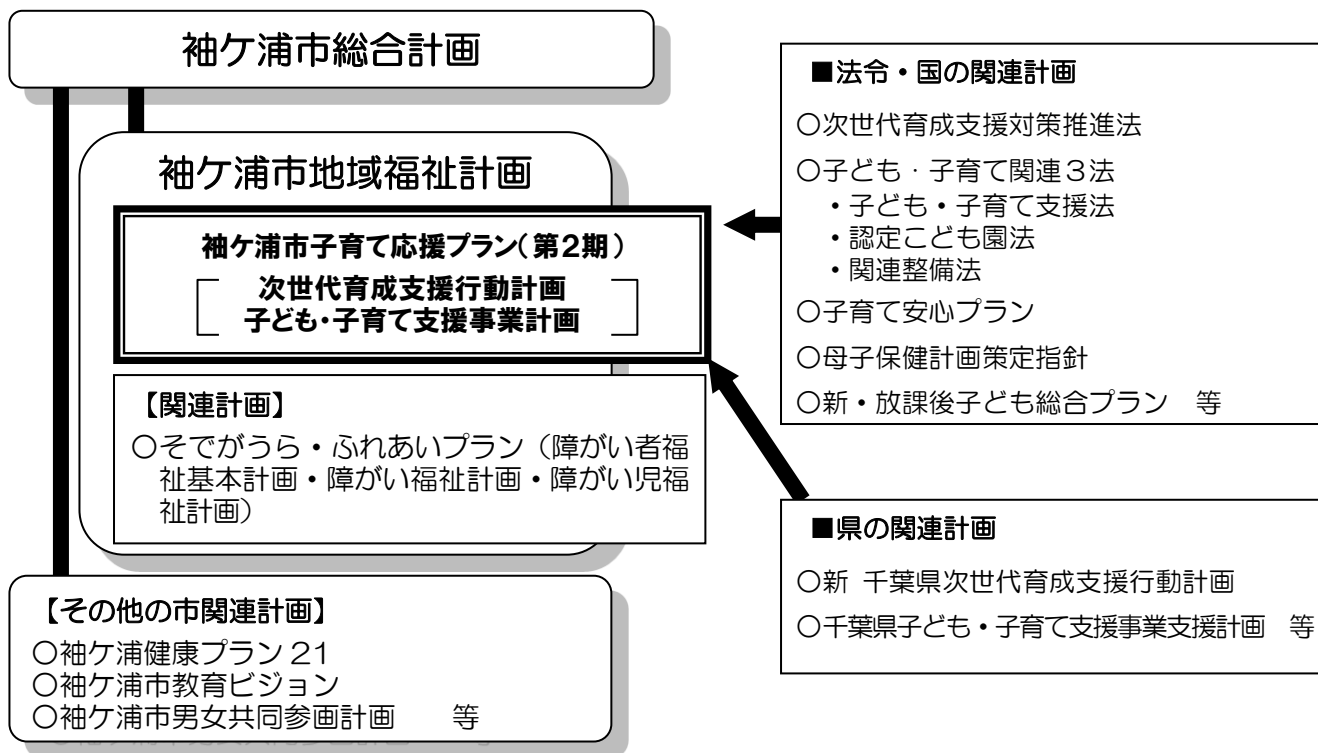
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべての子どもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根 拠 法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内 容	基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画 【記載事項（必須）】 ○区域の設定 ○区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 【記載事項（任意）】 ○計画の目的、理念、期間、達成状況の点検及び評価等 ○産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ○ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画 【記載事項】 次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標 ○地域における子育ての支援 ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ○子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ○子育てを支援する生活環境の整備 ○職業生活と家庭生活との両立の推進等 ○子どもの安全の確保 ○要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進

（２）諸計画との整合

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」等、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援に関する事項を定める関連計画等と整合性を図って策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

計画の期間						
	平成 27 年度 ～令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
袖ヶ浦市 子育て応援プラン	前期計画 (第 1 期) →	→ 今期計画(第2期) →				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域の子ども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で構成する「子育て応援プラン検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、平成30年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

